

平成23年第9回稲城市教育委員会定例会

- 1 平成23年9月22日、午前9時から稲城市役所6階603会議室において、平成23年第9回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
稲垣 弘子
伊勢川 岩根
城所 正彦
小島 文弘

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	川崎 寿治
指導室長	千葉 正法
学校教育課長	松本 葉子
指導主事	細谷俊太郎
学校給食	
共同調理場所長	小川 三男
学校給食共同調理場	
第一給食係長	久野 由人
生涯学習課長	伊藤 徹男
体育課長	吉野 正明
文化センター課長	秋和 広子
図書館長	宮崎 光弘

- 1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

学校教育課庶務係長	長崎 健
学校教育課庶務係	風間 浩子
学校教育課庶務係	市村 由紀

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第1 「会議録署名委員の指名」
- (2) 日程第2 「会期の決定」
- (3) 日程第3 「教育行政報告」
- (4) 日程第4 第32号議案
「平成23年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第5 第33号議案
「(仮称)稲城市立南山小学校新設に伴う教育財産の取得の申出について」
- (6) 日程第6 「協議事項」

委員 長 　ただ今から、平成23年第9回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。
はじめに、本日の日程第6「協議事項」の関係で、学校給食共同調理場所長から関係職員として学校給食調理場第一給食係の久野係長の出席について申出がありましたので、これを許可しておりますことを報告申し上げます。

委員 長 　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして委員長指名といたしたいと思っております。御異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、伊勢川委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることに御異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

委員 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。次に、日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 　教育行政報告につきましては、各課長より報告申し上げます。

〔 教育行政報告 〕

学校教育課長 　1. 平成23年9月1日現在児童・生徒数について

- 指 導 室 　1. 担当者事業について
2. 推進・連携事業について
3. 交流事業について
4. 研修事業について
5. その他について
6. 教育相談所関係について
7. 教育センター関係について

学校給食
共同調理場

1. 第2学期給食開始について
2. 第2回、第3回食物アレルギー対策専門部会について
3. 世田谷区立学校給食太古堂調理場視察について
4. 平成23年度衛生管理推進研修会について
5. 多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会 献立研究部について
6. 9月給食主任会について
7. 平成23年度学校給食安全衛生管理研修会について

- 生涯学習課
1. 社会教育活動の振興について
 2. 青少年委員関係について
 3. 稲城ふれあいの森関係について
 4. 青少年育成地区委員会関係について
 5. 芸術文化活動の振興について
 6. 成人式関係について
 7. 文化財の保護と普及について
 8. 生涯学習推進事業について
 9. 学校施設コミュニティ開放事業について
 10. ふれんど平尾運営事業について
 11. 放課後子ども教室支援事業について
- 体 育 課
1. 体育指導委員協議会関係について
 2. 市立公園内運動施設管理運営について
 3. スポーツ教室について
 4. 中央大会派遣事業について
 5. 体力づくり運動推進事業について
 6. 市民体育大会関係について
 7. 国体関係について
 8. 市民プール運営事業について
 9. 学校等開放について
 10. その他について
- 文化センター課
1. 会議について
 2. 公民館主催事業の実施状況について
 3. 児童館における事業の実施状況について
 4. i プラザの主な主催事業の実施状況について
 5. 平成23年8月文化センター課利用統計について
- 図 書 館
1. 市立図書館主催事業について
 2. 中央図書館主催事業について
 3. 城山体験学習館の主な事業について
 4. 学校・地域との連携について
 5. 緊急雇用対策事業について
 6. 図書館の利用状況について

委 員 長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第32号議案「平成23年度稲城市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。本議案につきましては、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　　ご異議なしと認めます。よって、第32号議案は、秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩) ※ 関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより第32号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて第32号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩) ※ 退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長　　再会いたします。

これより第32号議案「平成23年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長　　挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第33号議案「(仮称)稲城市立南山小学校新設に伴う教育財産の取得の申出について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長　　本案につきましては、(仮称)稲城市立南山小学校の取得について、地方教育行政に組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第28条第2項の規定に基づき、稲城市長に教育財産の取得の申出を行う必要があるため、本案を提出するものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。

委員長　　それでは学校教育課長よりご説明をお願いいたします。

学校教育課長　　それでは、第33号議案「(仮称)稲城市立南山小学校新設に伴う教育財産の取得の申出について」につきまして、詳細な説明を申し上げます。(仮称)稲城市立南山小学校に関しましては、本年、8月24日開催の平成23年第8回定例会において、南山東部土地区画整理事業に伴い発生する児童については事業地内に小学校を建設し、中学生については稲城第一中学校と稲城第三中学校分割して受入れを行う旨の基本方針を策定していただいたところでございます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項において、地方公共団体の長は教育委員会の申出を待って、教育財産の取得を行うものと

すると規定されていることからこの基本方針に基づき、稲城市長に対し(仮称)稲城市立南山小学校新設に伴う教育財産の取得についての申出を行うものがございます。

なお、実際の小学校用地や学校施設の財産取得に伴う予算の見積書の作成、支出負担行為及び支出命令、補助金事務等につきましては、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程に基づき、教育委員会において事務処理を行うこととなっております。申出の内容でございますが、財産名称については(仮称)稲城市立南山小学校、予定地については南山東部土地区画整理事業地内、開校時期については平成27年4月としております。施設の概要につきましては、第33号議案の議案概要説明書のとおりとなっております。内容的には、前回の基本方針の資料のとおりでございます。

今後のスケジュールといたしましては、本年6月議会において認められました。新築工事基本設計委託の予算2,614万円により本年10月から平成24年3月にかけて基本設計を行います。来年度以降につきましては、平成24年5月から7月頃までに用地取得を行うとともに、並行して平成25年3月に向け実施設計を行っていきます。平成25年10月から2月の竣工に向け、工事を行い3月には備品の搬入等の開校準備を行いながら、平成27年4月の開校を目指してまいりたいと考えております。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第3項において、地教育団体の長は教育財産を取得した時は、すみやかに教育委員会に引き継がなければならないとされておりますので、取得後の財産につきましては教育委員会で管理することとなっております。説明につきましては以上でございます。

委員長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

伊勢川委員 南山地区への入居予定はいつ頃ですか。4月1日ですか。

学校教育課長 実際に一番大きい集合住宅の入居が始まるのは、26年度末となっております。その前に戸建の分譲が始まる24年度末以降に入居の可能性が生じてくるものと考えております。

稲垣委員 その間の措置の方法はどのようなお考えですか。

学校教育課長 集合住宅に合わせて開校をしていくものですので、それまでの間は一番近い三小を指定校とする方向でと考えております。詳細につきましては今後、学区検討委員会の中で、検討していきます。中学生に関しては稲城一中、三小と考えています。

委員長 他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
これより第33号議案「(仮称)稲城市立南山小学校新設に伴う教育財産の

取得の申出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第33号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第6 「協議事項」です。本日の協議事項は1件です。「稲城市立学校給食調理場の実施する学校給食を辞退する申請の取扱いについて」を学校給食調理場所長より説明をお願いいたします。

学校給食
調理場所長

今回、協議事項でお願いをしているのは、稲城市立学校給食調理場の実施する学校給食を辞退する申請についてでございます。3月11日の東日本大震災により福島原発の事故が起こり、放射能による健康被害を心配されお弁当の持ち込みの要望がありました。これに対して、市では一貫して食材を市場より求め、市場に出回る食材は、国の定める暫定基準値以下のものと考えておりました。市長への手紙等で産地の確認、放射能測定等を求められております。市としましても不安を払拭すべく、先に市独自で放射能測定をし、国が定める暫定基準値以下である「放射能検出せず」との結果をもらっています。

稲城市では、昭和46年より全ての児童・生徒へ安心で安全である給食の提供をして参っております。今後も続けていきます。

しかし、8月24日に9月議会へ2件の陳情が出されました。お弁当等の持込を要望されています。この原発事故により放射能による健康被害を心配され、不安をもたれる保護者に対しお弁当の取り扱いです。

目的は、この取り扱いは稲城市立小学校・中学校の在学・在籍在学する全ての生徒を対象とする学校給食について、福島第一原子力発電所の事故により、放射能による健康被害を心配される保護者に対し、臨時的措置として、当面の間、お弁当の持参を認める取り扱いの流れです。申請、受理、了承と給食費について定めるものです。

申請は、学校給食辞退届を要望する保護者のお子さんが通学する学校長宛に申請します。学校長は保護者に対して、申請理由及び受理日以後の年度内の給食について提供を受けることができない旨の確認を行い、申請書に収受印を押印後、意見を付して調理場所長宛にすみやかにFAXを送ってもらう。調理場所長は、辞退届のFAX受理後、翌日より給食を停止する。なお、疑義がある場合は学校長に確認の協議を定めています。

給食費の徴収停止ですが、辞退届の給食費の受理した翌日から起算した土日祝日を除く5食分までについてお支払いいただき、6食目より徴収停止とします。年度内は有効としていますが、給食の再開の申し出があった場合は、別途協議いたします。

このお取扱は、23年11月1日から施行を考えております。また、辞退の

取り扱いの説明文の裏面に学校給食の辞退の届出書を考えております。学校長の方へ申請があった時、調理場へFAXをしていただくこととなります。以上です。

委員長 協議事項の説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

教育部長 補足です。

本来ですと、稲城市は給食で行っております。ですから、本来はお弁当については考えておりません。それが、今回の事態の中で今までにお弁当を持参するお子さんは、アレルギーでどうしても食べられないという方について、現在4名、お弁当を許可してきています。ここでは、特例と臨時的措置としまして、こちらから認めていく。但し、認めていくにはポイントがあるのですが、何でもかんでも要望されれば認めていくのではなくて、稲城市は給食を出していくのでありますので、給食の良さがあるのです。

稲城市が放射能を汚染されたものは出していない、国との基準にそった、給食が安全なんですよとお話をした上で、それでも親御さんが認めない場合は、申請書を出していただくということでございます。

今回の措置は当面の間、放射能の関係がある部分では片付けば、それについては、事業自体は終息をすることになります。今現在は、少しでもなるべく早く市民の為に、保護者の為に、行っているところでございます。以上です。

城所委員 今、教育部長の意見は全く同感です。本当にややもすると、学校制度というのが崩壊するようになりかねない一つの事案ではないかと思えます。あくまでも時限立法、当分の間というものもある程度終息と終わるようになればと。保護者の方にもご理解いただけるようにしっかり確認された方がよろしいかと思われま。色々ご意見ご要望もあるかと思えますので、それも十分踏まえた上でお取り組みいただければとありがたいと思えます。

伊勢川委員 私も同じですが。陳情と同じですが、アレルギーの方が4名、お弁当持参がいると。今回の放射能のお弁当の持参の管理について、事務处理的なものは学校でやるのですか。学校給食センターの方でFAXを送ることなので全部一括で行うのですか。

学校給食
調理場所長

申請窓口は学校で給食停止、食数を減らす、または給食費の徴収関係は調理場で処理します。お弁当に関しては、各学校でそれぞれ対応していただきます。お弁当を持参したお子さんの弁当に関しては、基本的に自己管理を考えています。

教 育 長 この取り扱いについては保護者に配布するのですか。

学校給食
調理場所長 すべての保護者へは配布を考慮せず、校長先生に申請をし、手渡しして
いただく。この時、調理場で使っている食材の安全な情報を流していただき
たいと思っています。

教 育 長 すると、保護者の方には辞退届の二枚目の通知が行くということですが、今
回は、放射能に心配する保護者に限定しているという点が少し弱いかと。理由
を書いてもらうということで、あえて他の違う理由を書いてくる場合はどうす
るのかと。それと、いつまでのという部分ですが、取扱書には一応、今年度末
まではとなっていますが、保護者宛の文書にもしっかりと記載した方がよいか
と思われま。今年度中の給食はない。と、分かるようにした記述をしたほう
が誤解は無いのではないかと思います。

学校給食
調理場所長 ご指摘のいただいている、年度内で期間を切ること、理由に関しては放射能
による健康被害を心配しているという内容に、限定した上で、受けてもらうよ
うに加えていきたいと思っています。

委 員 長 保護者へのプリントだけの説明ですか。それとも、保護者会を利用して給食
に対しての親御さんへの理解はどのように考えていますか

学校給食
調理場所長 学校給食辞退に関しまして、毎月発行する「給食だより」で保護者に周知を
図る。申し出は各学校で対応する。それにおきまして、学校長または副校長が
保護者とお話し合いをして進めていくように考えています。

教育部長 今の話を補足しますと、献立を載せた「たより」がございます。「たより」
の中で要望があれば、お弁当の持参も許可をしますよ。というお知らせを行う。
保護者の方が各学校長に相談にこられた際には保護者方に文章をお渡しする。
説明しながら、一番の主体は給食が一番なんですよとお話をします。それでも
必要なら記入して提出していただきます。本来なら最終判断は、学校給食調理
場が判断するところではございますが、学校長にある部分では学校長の判断を
してもら。疑義があった場合は、学校長から質問を受ける。

なるべく早く承認するために、受けた校長の判断を優先すると今回はやって
もら。事故が起きてから時間がたっておりますので、期限が過ぎております
ので、教育部としましては早いうちに行っていこうと考えております。校長先
生が主体を行っていただくと考えています。

稲垣委員　今の件ですが、保護者に直接届くのは、全員配られると思うのですから、目的のところに書いてある、これは臨時的措置である、有効期限を年度内何かに書き入れないと、保護者に伝わりにくいと思います。

学校給食
調理場所長　保護者各位というのは、全員に配る予定ではございません。その申し出が学校長にあった場合のみお渡しすると考えております。

城所委員　私もその方がよいかと思います。全員に渡してしまうと、必要でない方も手を挙げてしまう可能性があるかと思います。あくまでも臨時的措置、という考えで行くと、要望のある方に深く確認をとって実行をする方が、学校給食制度を守るという意味では良いのかといいことなのかと私は思います。

教育部長　理由が放射能に限り、臨時的措置ということで、理由が色んなものになってしまうと困る。給食についてどういったものでいくのか。まだ、決定はされておられませんので、訂正も出来ますが、出来ればそういった流れの中でやっていただきたいと考えております。

城所委員　非常にこの問題は、デリケートな部分なんですけど、気になったことですが、学校長先生が引き受けるということですが。FAXは誤送信もあるので、FAX自体も通信の手段としては、あまり好ましくないと思うのですが、速やかに情報を早くということで行っていくのか。一般的によく行われているのであれば、あえて否定はしませんが、FAXは危険なのではないか。誤送信対策をしていただければと思っています。

委員長　軽く扱われないように、その点はよろしく願いいたします。

伊勢川委員　こういう対応の仕方を、他の多摩地区などどうされているのか。他市の状況を教えてください。

学校給食
調理場所長　調布市は学校給食を自校方式で提供しているが、辞退を用紙で提出させ、各学校長の判断で行っている。他市では用紙を使わず、学校長の判断で対応している。

稲垣委員　議会の方から2点申請があったということですが、実際保護者の方から学校の方へお弁当で行きたいという意見はかなりあるのでしょうか。

学校給食
調理場所長　4件あります。

委員 長 他にご意見はございませんでしょうか。

それでは、「稲城市立学校給食調理場の実施する学校給食を辞退する申請の取扱いについて」は、事務局案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしということですので、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。これにて閉会いたします。

(午前 10 時 12 分閉会)